

## 第 1 期第 30 回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成 20 年 7 月 24 日（木）午前 10 時 00 分～午後 12 時 08 分
2 場所	市役所 5 階委員会室
3 出席者	【会長】新井明夫 【会長代理】黒木中 【委員】吉永功、島谷晴朗、瀧島愛夫、株式会社 中根綜合建築事務所、中野恒雄、小宮國暉、神屋敷和子、島田清四郎
4 欠席者	なし
5 議題	・換地設計（案）の個別説明会実施結果について ・今後の審議会運営等について
6 傍聴者	7 名
7 配布資料	換地設計（案）に対する意見要望書等整理表

**会長（新井明夫君）** 定刻を若干過ぎましたが、ただいまから第 30 回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件の確認をいたします。

事務局に、本日の出席委員数の報告を求めます。区画整理管理課長。

**区画整理管理課長（阿部敏彦君）** 本審議会の委員の定数は 10 名でございます。本日の出席委員は 10 名でございます。以上、報告いたします。

**会長（新井明夫君）** 報告のとおり、ただいまの出席委員数は 10 名でございますので、会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号 5 番の中根委員と、議席番号 6 番の中野委員にお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、公開で行います。

〔傍聴者入場〕

土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第 2 条に基づく傍聴者は、現在 6 名（注：後に 1 名の入室あり合計 7 名）でございます。傍聴の皆さん方には、審議会の進行が損なわれることのないよう、受付で配付いたしました遵守事項を守られて傍聴いただきますよう、お願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして並木市長からごあいさつをお願いします。市長。

**市長（並木心君）** はい。おはようございます。開会に先立ちまして、会長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、第 30 回羽村駅西口土地区画整理審議会を招集いたしましたところ、委員の皆さん方には何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

先ほど会長さんのご配慮によりまして、羽村福寿課長の急逝につきまして、黙祷までささげていただきまして大変ありがとうございました。事務に支障がなきよう、昨日課長職の事務取扱を柴田満行参事に命じたところでございます。よろしくご配慮のほど、お願い申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本事業におきましては、これまで審議会委員の皆さんのお力添えをいただき、各種取扱方針が取りまとめられ、待望の換地設計（案）の骨子ができましたことから、個別説明を本年 2 月 15 日より 3 月 15 日までの 1 か月間実施させていただいたところであります。この間多くの地権者の皆さんに足を運んでいただき、貴重なご意見・ご要望をお寄せいただいたところであります。

また、来所されなかった皆さん方に対しましては、今回の換地設計（案）に対する率直なご意見をいただきたいとの考えから、意向把握として、ご意見・ご要望が提出できる機会を設け、対応したところでございます。その結果として 580 名、871 件のご意見・ご要望が寄せられたところであります。

私はこれまで本事業の進展を図る中でさまざまな機会をとらえ、関係権利者の声に耳を傾けながら、一步一步着実に進めてきたところであります。今回の換地設計（案）の個別説明も、従来の土地区画整理事業における換地設計（案）の公表とは異なり、まず、換地設計（案）を関係権利者にお示しし、ご意見・ご要望をいただく中で、将来を見据えた成案として換地設計（案）を取りまとめていきたいという考えから、新たな取り組みとして、既定の手法の枠組みを超えた取り組みとして実施したものであります。

こうした考えから、平成 20 年度を迎え、本事業もこれまでの全体計画から個々の計画に移行していく段階に入っておりますので、さらなる組織の強化を図ることとし、都市整備部に区画整理推進担当参事を置くとともに、多くのご意見・

ご要望に対し、専門的な立場からの判断が必要と考え、専門委員を置くこととし、より事業の効果的な運営に努めていくことといたしました。

さて、本日の審議会でございますけれども、今回実施いたしました換地設計（案）の個別説明の状況とご意見・ご要望の内容を取りまとめましたので、ご報告するとともに、今後の事業の進め方についての考えを申し上げるものでございます。

いずれにいたしましても、今回の審議会を契機に、個々の権利関係にかかわる審議事項が議題となつてまいりますので、より慎重にご審議をいただき、大所高所の立場からのご意見をいただき、さらなる事業の進展が図れるよう、お願いを申し上げ、簡単でありますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

それでは、これから議題に入るわけでございますが、先ほど島谷委員さんから、審議会のあり方について二、三問題点を申し述べたいと、若干の時間を配慮していただきたいという申し出がございました。

本日の議題をごらんになっていただきまして、若干の調整をしたわけでございますが、2番の「その他」の(1)「今後の審議会運営等について」という項目がございます。この項目に入ります前に申し出のあった発言を許可しておりますので、あらかじめご了承を願いたいと存じます。

それでは、議題に入ります前に、ただいまの市長のごあいさつとおおり、平成20年4月1日付で人事異動等がございましたので、青木部長より説明を願います。青木部長。

**都市整備部長（青木次郎君）** 先ほど市長のあいさつにもありましたように、都市整備部に区画整理推進担当参事を設置いたしました。この人事につきましましては、市長が理由を述べましたが、その担当参事でございますが、今回の場合は、先ほど申しましたように、羽村事業課長が急逝したことから、区画整理事業課長の事務取扱も兼ねまして、柴田満行が担当することになっております。柴田参事を紹介いたします。

**都市整備部参事（柴田満行君）** 区画整理推進担当参事と事業課長の事務取扱を、僭越ながら兼ねることになりました柴田満行と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

**都市整備部長（青木次郎君）** また、換地（案）におきます意見・要望に対しまして、専門的立場からの判断が必要でありますことから、専門委員を設置いたしました。その専門委員につきましましては、東京都に長くお勤めになっておりました池田悠一様でございます。ご紹介いたします。

**専門委員（池田悠一君）** 池田でございます。東京都で37年間区画整理をずっと担当してまいりました。その経験を踏まえて、羽村市に少しでも、微力ながら、よりよい換地設計ができることを願って、努力したいと考えております。よろしく願いいたします。

**都市整備部長（青木次郎君）** 続きまして、やはり4月1日付で財団法人新都市建設公社の所長が異動になっております。前任の武内所長様から、今回新島様に変わられましたので、紹介いたします。

**多摩西部区画整理事務所長（新島二三彦君）** この4月1日から羽村の区画整理を担当させていただきます、多摩西部区画整理事務所長の新島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

それでは、ただいまから議題に入ります。議題1「換地設計（案）の個別説明会実施結果について」の説明をお願いします。柴田都市整備部参事。

**都市整備部参事（柴田満行君）** 都市整備部参事の柴田です。

では、議題1の(1)でございます、換地設計（案）の個別説明会の実施結果についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元に資料を事前にお配りさせていただいてございます。そのA4判の縦の資料1をご覧いただきたいと存じます。

先ほど市長のあいさつの中にもありましたように、今回施行者として任意に換地設計（案）をお示しさせていただき、権利者の皆さん方からご意見・ご要望を伺い、成案としていくということでございまして、これにつきまして、2月の個別説明会でございますが、ご承知のとおり「まちなみ」でもお知らせをさせていただきました。また郵送でもそのような手続をさせていただきましたが、本年2月15日から3月15日、2月18日は審議会がございましたので、都合29日間実施をさせていただいたということでございます。

権利者数でございますが、こちらに書いてございますとおり、1,243人でございます。そのうち公共団体、内務省、これは赤道が内務省の関係でございます。また、東京都のもの、水道局用地等がでございます。そして、羽村市がこの中にご

ございます。取得予定対象者ということで、墓地をお持ちの方、登記簿とは別に使用権を持っている方はあられますが、実質的に登記をされている方が23名ございます。この1,243人のうちから、あて先不明者が17名ございますが、この17名につきましては、公衆用道路の所有者、またはマンションをお持ちでございますが、羽村に実態として住所がないということで、あて先が不明という方がございますが、6月20日現在で追跡調査を行いまして、8名が判明してございます。なお、現在も追跡の調査を行っているという状況でございますが、この方々が17名いらっしゃるということでございまして、権利者の全体が1,243名でございますので、公共団体取得、これは墓地でございますが、取得予定対象者、あて先の不明ということで43人の権利者を除きますと、資料をお送りした到達者が1,200名ということでございます。4月15日時点で集計をしたという意味で、4月15日時点と書いてございますが、実際には2月15日から3月15日まで、個別の説明を事務所で実施したわけでございます。2月15日から3月15日まで個別説明会においでになった方、来所された方が654名でございます。資料をお送りした方が1,200名でございますので、これを割り返しますと、個別説明会に来所された方の率は54.5%ということでございます。そして、個別説明会においでにならなかった方、未来所者の数につきましては、546人ということでございます。

続きまして、意見要望書ということでございますが、本年2月15日から4月15日までの間、意見要望書の提出をいただく期間ということで定めさせていただきました。これにつきましても4月15日で締め切りをさせていただいたわけでございますが、意見要望書の提出者ということで、個別説明会に654人来所されたわけでございますが、そのうち315人のご意見・ご要望をいただきました。また、546人、説明会にはおいでにならなかったわけでございますが、89人の方々からご意見・ご要望をいただきました。こちらの合計が404人ということでございます。

しかしながら、全権利者、1,200名お送りしたわけでございますので、市として、施行者としてそれぞれの権利者の意向を確認していきたいということでございまして、その後、意向確認調査書ということで、アンケートを実施させていただいたということでございます。意向等確認調査書の郵送日が4月16日でございますが、この提出期限を本年4月30日とさせていただきます。これにつきましても、お送りした数は427名でございますが、5月20日時点で、427名にお送りした中でご意見・ご要望をいただきました方が176人ということでございます。意見要望書の404人と、5月20日時点で意向確認調査をさせていただいて、ご意見・ご要望をいただいた176人を合計させていただきますと、一番最後のくんだりでございますが、意見要望書・意向等確認調査書提出者ということでございますが、580人、資料2で詳細についてはご説明をさせていただきますが、871件のご意見・ご要望をいただいたという状況でございます。

以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 報告が終わりました。総体的なものでございますので、何かありましたら、次の議題の中でまた触れていただければよろしいかと思っております。

それでは、次に、議題(2)「換地設計(案)に対する意見要望書等整理表について」を説明願います。柴田都市整備部参事。

**都市整備部参事（柴田満行君）** では、次第の(2)でございますが、換地設計(案)に対する意見要望書等整理表についてご説明をさせていただきたいと存じます。

お手元の資料2をご覧くださいと思います。

その前に概略のご説明をさせていただきたいと思いますが、先ほど市長からあいさつの中でも触れてございまして、今回お示しいたしました換地設計(案)に対しましては、全権利者の皆さんからご意見・ご要望をお聞きしたものでございまして、この中で、この換地設計(案)に対しましてご意見・ご要望の中では、1枚めくっていただきますと、全体の意見要望、意向調査集計ということで、表がここに記載しているとおりでございますが、この中で換地設計(案)に対するものとしては位置、間口形状、日照、面積、宅地の接道、減歩率、清算金ということで、上に7項目、換地設計(案)に対するご意見をいただいております。詳細については、後ほど次ページ以降で説明をさせていただきたいと思っております。

そして、下段でございますが、これにつきましては、事業に対するものうち事業見直し等、事業反対、補償に対するもの、その他のものという形で分類をさせていただいておりますが、これらのご意見・ご要望の内容ですが、重複しているものもありますので、それについてはあらかじめご承知おきをいただきたいと思いますと思っております。

そして、内訳につきましては、次のページをお開きいただきたいと思います。1ページということで、中心にページが振ってございまして、まず、先ほどの換地設計案に対するものの7項目にあります。その1つ目といたしまして、換地設計(案)に対するもの、これにつきましては、換地位置に対する要望ということで、192件のご意見・ご要望をいただいております。これは従前地と換地との関係、駅からの距離、隣接宅地との関係など、換地の位置に対するご意見ということでいただいているわけでございますが、次の件数としては65件。分類詳細が次の項目にございますが、「位置変更の要望」から「都市計画道路の接道を要望」まで、このように7つの項目にわたりまして、65件のご要望をいただいているというところでございます。主な意見についてはこちらの記載のとおりでございますので、その部分についてはお目通しをいただければと存じます。

次に、2といたしまして、現位置付近の換地ということで、2-1「現位置付近の換地を要望」から2-5「3方路線の接道を要望」ということで、34件のご意見・ご要望をいただいております。

3つ目でございますが、角地の換地についてということでございます。これは3-1「角地を要望」から、3-9、次の2

ページでございますが、「隣地の通路により角地を要望」まで9つの分類にわたりまして、ご意見・ご要望をいただいております。こちらの件数が30件ということでございます。

続きまして、2ページの4の墓地についてでございます。13件のご意見・ご要望をいただいております。4-1「墓地跡地と換地が重なっている」というご意見から、4-4、最後でございますが、「墓地の移転は反対する」というような内容、この4つの項目にわたりまして、4つのご意見がございます。13件ということでございます。

5で、鉄道沿線についてということでございますが、7件のご意見・ご要望をいただいております。「路線から離れた場所を要望」ということでございました。

6でございますが、公園についてということで、5件のご意見・ご要望をいただいております。「公園に隣接して換地してほしい、ほしくない」ということ、「公園の設置箇所が不満である」という内容でございますが、5件でございました。

次に、7つ目でございますが、井戸について。「換地先が井戸跡地のため不満」。

8が、換地位置承諾。「換地位置について承諾」ということで14件、このまま進めてほしいというようにことのご意見・ご要望でございます。

9点目でございますが、現位置換地について、「現位置換地の要望」ということで9件のご意見・ご要望をいただいております。

次に、利用形態、10でございますが、9件いただいております。「現況の土地利用形態が異なる」ということで、内訳にはそのような主な意見が書いてございます。

その他として5件の意見をいただいております。「この案では納得できない」というような、換地撤回に対してのご意見などがございました。

これが都合192件というようにございまして。

次に、2の間口・形状に対する要望ということで、全体では156件いただいております。1といたしまして、間口については54件をいただいております。分類詳細では「間口を広げる要望」、ウナギの寝床のように長くなったりしている部分がございますので、そういう形の見直しをというご意見などをいただいております。

2の形状について、93件いただいております。2-1といたしまして、「形状寸法を指定しての要望」、そして、次のページ、3ページとページが振ってございますが、2-10「背割り線を真っ直ぐにする要望」というようなことで、これらのご意見が93件ということでございます。

そして、3でございますが、「間口形状承諾」というようなことで9件いただいております。間口形状については承諾をするというご意見でございます。

全体では156件ということでございました。

次に、3でございますが、日照に対する要望は56件いただいております。日照については1-1「日当たりの良い換地を要望」から1-4の「マンションとの関係で日当たりが悪くなる」ということで、56件のご意見・ご要望をいただいているところでございます。

そして、4でございますが、宅地の接道に対する要望は43件をいただいております。「建物の向きについて」39件でございますが、「道路付き方位が変わる」ということでございまして、主な意見はこちらに記載のとおりでございます。

2の建物について、4件いただいております。「現状の建物が収まらない」ということのご意見などでございます。

次に、5でございますが、換地面積に対する要望ということで、全体で46件いただいております。1が換地面積について。1-1「面積の緩和を要望」、そして、1-5でございますが、「面積が異なることが不満」ということで、この5項目で38件、このような意見をいただいております。

そして、2でございますが、換地面積承諾は8件いただいております。換地面積については承諾をするというようにご意見・ご要望でございました。

続きまして、4ページ目をお開きいただきますと、6でございますが、減歩率に対する要望は70件いただいております。1「減歩、減歩率について」ということで、1から6点でございます。1-1「減歩、減歩率が高い」というようなご意見から1-6「減歩なしを要望」まで、この6点にわたりましてそれぞれご意見・ご要望をいただいております。

そして、7の清算金に対する要望でございますが、67件いただいております。1から5点ございますわけでございますが、1-1「清算金を支払う事は納得がいかない」から1-5「清算金は市民全員で負担すべき」というようなことで、この5点にわたりまして67件のご意見・ご要望をいただいております。

ただいまのものまでが換地設計(案)に対するご意見・ご要望ということでございまして、これからご説明させていただくものにつきましては、今回お示ししたものにつきましては、換地設計(案)に対してのご意見・ご要望を伺う機会を、それをもとに、施行者として、換地設計(案)を成案としていくための初めての区画整理の中での試みということで、市長が先ほどあいさつしたとおりでございますが、これからご説明をさせていただきますものは、先ほどの表の中の下段にございます、事業に対するもの、補償に対するもの、その他のものというような意見でございました。

まず、事業に対するものでございますが、115件いただいております。1-1「事業の見直し要望」から1-4「事業に反対」というようなこともございますが、これらの関係について115件というようにございまして。

そして、補償に対するもの。補償というのは、換地設計(案)が成案となり、それぞれ土地区画整理法に基づきまして所定の手続きをとって、最終的な段階のものになるわけでございますが、案をお示しした中では、清算の関係、それぞれ評価を出してございまして、何点ということまでお示ししてございまして、その中では補償の関係についてご意見・ご要望なども寄せられているということでございますが、これについては92件ございました。

移転補償については、1-1「補償金は市で全額負担」という意見から6点ございますが、1-5「営業補償・休業補償等の質問等」、1-6「その他」ということで「家屋の構造から換地へ曳家できない」という意見、その部分などのご意見を含めて92件のご意見・ご要望をいただいているところでございます。

そして、最後の5ページでございますが、4としてその他のものという分類をさせていただきました。その他のご要望としては34件いただいております。まず、5点ほどございまして、1-1「住環境への意見」、そして、5点目1-5については、「用途に対する意見」というようなことを含めて5点の意見がございましたが、34件ということで、全体では580人、871件それぞれご意見・ご要望をいただいたということでございまして、皆さんから寄せられましたご意見・ご要望につきましては、本日審議会の会場に原本を用意させていただいておりますが、このご意見、ご要望の取り扱いにつきましては、土地区画整理審議会の委員の皆さんには常時閲覧ができますように、羽村駅西口土地区画整理事務所にご用意させていただきたいと考えております。なお、大変恐縮でございますが、コピーや持ち出しは禁止させていただきたいということでございます。

以上で、意見要望書等整理表についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 説明は終わりました。ご質疑ございませんか。3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** 全体的な質問でございます。これは意見書を出された方々に回答を書面でそれぞれ出すのでございましょうか。以上。

**会長（新井明夫君）** 箇条書きにご質問してください。

**委員（島谷晴朗君）** はい。第2点は、今、柴田参事の方からお話が出ましたが、原本が区画整理事務所と申しますと、都営の近くにある事務所でございますね。その原本は随時閲覧できる、コピーはできないということですが、コピーはどうしてだめなんですか。

この2点、お願いします。

**会長（新井明夫君）** はい。答弁を願います。柴田参事。

**都市整備部参事（柴田満行君）** まず、1点目の関係でございますが、ご意見をいただいた方々にご通知をされるのかという内容であるかと存じます。今回任意に施行者としてご意見・ご要望を踏まえて、これから成案としていくものがございますので、成案とした段階で、また意見をお聞きする段階がございますので、そのような形で今回は施行者の責任として、これをもとに成案としていくための準備行為というふうに考えてございます。

それと、原本でございますが、それぞれ個人の情報というようなことでございますが、区画整理審議会委員の皆さんにつきましては、法的な立場で、この区画整理を推進するために、いろいろご意見をいただく方の立場でございますが、コピーがそこでとられますと、それぞれ個人の情報ということが外へ、そんなことはないと思うんですが、そのようなこともあり得ますので、あくまでも閲覧というものについては、メモはできるということでございますが、そのような形でご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**会長（新井明夫君）** ほかにございますか。3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** 成案になるまでは、成案になる前のものであるがゆえに、各個人に回答はしないということと、そうすると、この意見を出された方々の希望として、それは、じゃあどこで回答のようなものをもらえるのだろうかということ。

もう1つは、筆記は許されるけれども、コピーはできない、個人の情報云々ということですが、個人の情報ということについては、また別に私は議論したいと思っておりますが、筆記はできてもコピーができないということの、その矛盾を私は感じますね。今はそういう便利な機械があるので、筆記のことを代えて、謄写（複写）ができるような方法をやっぱり考えていただけないかということです。

今のことについて回答をお願いします。

**会長（新井明夫君）** 後段はご要望ということでよろしいですね。

**委員（島谷晴朗君）** 要望というよりも、そういうふうになってしかるべきではなからうかと私は思っております。

**会長（新井明夫君）** 見解を求めますか。

**委員（島谷晴朗君）** はい。

**会長（新井明夫君）** 再度見解が求められておりますが、柴田参事。

**都市整備部参事（柴田満行君）** ただいまのご質問でございますが、今回お示しした換地設計（案）に対しまして、ご意見・ご要望を踏まえて、施行者としてできるだけ早く見直しを図っていききたいということで、これは6月の定例市議会においても、一般質問の中でそれぞれご質問いただいておりますが、その中でもできるだけ早くそういうものを見直しして、成案としてお示ししていきたいと。当然区画整理審議会の方にもお諮りしながら、それをしていくわけでございまして、先ほど市長から冒頭のあいさつの中でも、あらかじめ施行者としての責任でお示しして、成案をきちっとしたものにしていく、ご意見・ご要望を広く把握して、そのために対応していくというふうに考えてございますので、その中でその次の意見を伺う機会がございますので、その中でしていきたいという考え方でございます。

コピーの関係につきましては、文明の利器で、今の時代でというお話もございまして、原則論という形になってしまいますが、個人の情報でそれをコピーという形になりますと、なかなかいろいろ問題もあるのかなと思っておりますので、そういう形でご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 会長から申し上げますが、前段は、後ほど説明があると思っておりますけれども寄せられた意見・要望等についてこれからどう扱っていくかということがテーマで、後ほど施行者の方から説明があると思っておりますので、それを聞き取りいただいて、ご理解を深めていただければと思います。

後段については、審議会でこれ以上市の見解を覆すようなこともできないと思っておりますが、個人情報というものが一方では条例において課せられた事案でございまして、以前にもここで、その件についていろいろと議論を交わした点でございまして、そういう範疇から、懸命なご理解をちょうだいできればと会長としては思っております。

他にございませんか。8番・神屋敷委員。

**委員（神屋敷和子君）** 今の島谷さんのご意見の続きなんですけれども、たしか今回の意見書に対して、お一人一人何らかの回答をするということを市議会でお答えになったんじゃないかと思うんですけれども。

それから、もう1つ、原本のことなんですけれども、今日この段階で各審議委員の手元に原本たるものが置かれていないと、主な意見書というか、まとめられたものに関していろいろわからないところが解明できないんじゃないかと思うんです。都市計画審議会なんかの審議委員に対してもたしかそういうものが、名前入り、住所入りで、すごい冊子になって配られて、それぞれ検討していくということが行われていると思うんですけれども、まず、その2点、お願いします。

**会長（新井明夫君）** 後段の件につきましては、市長さんのごあいさつの中にありましたように、法に基づく意見聴取でなくて、換地設計を、できるだけいろんなご意見を介して、できるだけ反映したものを成案として持っていきこうというための配慮に基づく、他にほとんど例がないのではないかと思います。そういうことで行った意見の収集でございますから、その辺の扱いも含めた、わかりやすいご答弁をいただければ、納得をいただけるのではないかと思います。

答弁。柴田参事。

**都市整備部参事（柴田満行君）** 8番委員さんのご質問でございますが、一件一件、議会でそのような形で答弁をされたということでございますが、あくまで今回は施行者として把握していきたい、よりよい成案をつくっていくために行った行為でございますので、当然法律にのっとりまして、換地（案）という形で成案が出た段階については、それぞれ皆さん方に縦覧の機会を設けまして、そして、ご意見をいただいて、施行者として採択、不採択ということもございまして、それと同時に、区画整理審議会の方にもそれらをお諮りしながら、ご意見を聴きながらやっていくという形が、そのような形で思っておりますので、そのような意味での、成案となった段階ですね、一人一人にお答えを、採択、不採択というものが後ほど、先ほど会長さんからお話ございましたが、今後の進め方の中でも取り上げるわけでございますが、その意見については法律にのっとりまして、そのような形で一件一件取り扱いをしながら、採択、不採択ということが、いずれそのための、私ども施行者としては、成案とするべく努力をしていきたいと。そのためには、先行取得用地の問題だったり、いろいろあると思っておりますが、そのように考えてございます。

以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 今の関連でございますか。

**委員（島谷晴朗君）** はい。関連です。

**会長（新井明夫君）** 今の関連ですと、最終的に今後の審議会の進め方の中で、今の議論を深めていってほしいと思っております。ここでは総体的な意見・要望を分類した内容についての説明であったわけでございますから、それに対する疑問点がございましたら、それだけの質問にさせていただきまして、これらに寄せられた意見をどう扱うのか、法律に基づく、いずれか後刻行われる、提出された意見書に対して審議会がどうかかわっていくのか、施行者と審議会のかかわり方について

も、「その他」の今後の審議会運営等の中で、皆さんのご意見・あるいはご質疑を通じて明らかにしていっていいかなと思っておりますので、そのように、ただいまの関連質問に対しましては、扱わせていただきたいと存じます。よろしゅうございますか。まずいですか。まずい理由を述べながらお話ししてください。3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** 今、参事から回答がございました。その回答の中に、やはり関連のあるもので、それは参事というよりも市側の意見のみでどんどん進められて、その中にやはり、ちょっと私の考えと違うところがあるので、その違いを認識してほしいという点を述べておきたいということです。

それはどういうことかいうと、例えば、今、謄写（複写）のことを私は質問しました。その謄写（複写）のことに対しては、個人情報云々で、筆記は許されるが謄写（複写）は何とかご勘弁願いたい、ご理解いただきたいということですが、この個人情報云々の問題については、まだ議論されていない。前回の29回の審議会のときには、仮換地指定が1棟だけ行われましたね。そのための個人情報云々ということで議論されたわけでありまして、この審議会内における個人情報どうのこうのということについてはないんです。ですから、私が先ほど、個人情報については後ほどまた議論する機会があつてしかるべきだということをお話ししました。そのことだけは念頭に置いておいていただきたいということです。それをつけ加えさせていただきます。

**会長（新井明夫君）** 個人情報につきましては、前回は担当の部局にお出ましをいただきましてやったところがございますが、さらにそれとは違う要因が3番・島谷委員さんにおかれてはあるようでございますので、その辺は後刻施行者へ申し出ていただきまして、次回の審議会において議論の場を設けていきたい。その際には副市長さんにご配慮をいただいて、責任ある答弁をいただける担当部署の責任者のご出席を、会長として要請しておきたいと思っております。

ただいまの件については以上とさせていただきます。

**委員（神屋敷和子君）** すいません。

**会長（新井明夫君）** 別の・・・、

**委員（神屋敷和子君）** いや、さっき私が言ったこと。

**会長（新井明夫君）** 8番・神屋敷委員。

**委員（神屋敷和子君）** 回答のことなんですけれども、市議会で市長さんの方からおっしゃったということと、権利者が自分の書いたことに関してその回答が来ると思っているわけなので、待っているのですけれども、それは今後の進め方の中でやっていくということなので、そここのところでお話しさせていただきます。

あと、原本に関して。今日みたいな審議会のときに、原本を各審議委員さんの手元に置いておくということではできないのでしょうか。

**会長（新井明夫君）** その辺について、施行者側のお考えがどういう点にあるのか。例えば、法に基づいて出される意見書の機会が後刻あるわけでございますが、それについては施行者が一定の処理案を審議会に示して、審議会はそれに対して意見を言う。その意見を聴いて、最終的に施行者が定めると法律では書いてあるわけでございます。そういう一定の法律上のルールに基づいた段階の意見書の処理の際には、原本がここへ置かれるのか。今回はあくまでも市長自身の配慮によって行った意見であるから、これは市長サイドに置いて、今度の、既につくった仮換地（案）を、出された意見でもって修正していくというための資料に留めておきたいということで、審議委員の席に原本を置いておかないのか。その辺の考え方を明らかにしていただければ、ただいまの質問者は納得するんだろうと。

副市長。

**副市長（森田義男君）** 先ほど説明をいたしました。後ほどこの審議会の中で取り扱いについてご審議をいただくのだと思っておりますけれども、その中で個別に審議をいただくということになりますれば、その事案に対する原本といたしますか、それはこの場で審議の参考にしていただくということでお出ししたいと考えてございます。

**会長（新井明夫君）** どういう審議方法になるかはわかりませんが、もしなったらという仮定で受けとめてよろしゅうございますか。

**副市長（森田義男君）** はい。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

8番・神屋敷委員、よろしいですね。ほかの件で・・・、

**委員（神屋敷和子君）** いやいや、もう一度確認ですけれども、このまとめに関して、一つ一つの意見を見ていると、意味がよくわからないところがたくさん出てくるんですね。そういうときに手元にあったらいいなと思うんですけれども、今後これをやっていく中で、それはあり得るということですね。違うんですか。

**会長（新井明夫君）** 私は、その点はまだ会長としては、例えば、そうなった場合にはというふうに今答弁を聞いたんです。あり得るというか、これは法的な処理ではありませんので、また後ほど説明があるんじゃないかなと思うんですけれども、いずれにしても今の件はまだ発言の機会を持ちますので、その議題のところで行っていただくということでご理解を。今後の進め方にも影響が出てくる議論ですから、その点はひとつご理解をいただきたい。

この分類の中身についてほかにございますか。ないようでございますので……。

**委員（神屋敷和子君）** 分類ですよ。

**会長（新井明夫君）** はい。

**委員（神屋敷和子君）** 全体の、今、説明したやつですよ。

**会長（新井明夫君）** そうです。

**委員（神屋敷和子君）** その1とその2。

**会長（新井明夫君）** はい。8番・神屋敷委員。

**委員（神屋敷和子君）** まとめ方の問題なんですけれども、多くの方々が今回具体的な事象として皆さんのお手元にいろいろなもの配られて、多くの方々が非常にびっくりされたり、憤慨したり、すごく悩んだり、困ったりということで、市の方に意見を寄せたわけですね。いろいろな方がここに出てきているわけです。これらの意見をまとめて、それから成案にするとおっしゃっていたんですけれども、成案にするためにどのようなことをやっていかなきゃならないかというのが、今後の進め方の中にも出てくるんだと思うんですけれども、まとめ方の問題なんですけれども、先ほど報告があったんですが、皆さんから出された871件は分析されなきゃいけないと思うんですね。市や、施行者側や審議委員の中できちっと分析されていかないと、これだけ約2カ月かかってとってきた、もうちょっと時間がかかっていますね、意向調査もありますので、そういうものがほんとの意味で生かされなくなってしまうと思うんです。これらの意見をどういうふうに生かすようにしたらいいかと考えたとき、この出された意見をきちっと分析しなきゃいけない。

まず、1番目は、この出された意見がほんとの意味の意見としてとらえられるものなのか。例えば、半数ぐらいの人が意見を出されていないわけですよ。それから、次に、まとめ方はどうまとめたらいいいのか。問題がどうやったらとらえやすいのか。まず、今日これは、ひと度まとめたものを市の施行者側から出されたものなんだと思うんです。このまとめ方が審議委員として、このまとめ方でいいかというのも今回ここで考えていかなきゃいけないと思います。

それで、きちっと意見がとらえられましたら、図面についてどういうふうの問題をとらえるか。最後の2月の審議会のときにも、皆さんに郵送された変更図に関して意見を書いていいということをお青木部長さんがおっしゃっていました。道路のことにしても意見を書いていいとおっしゃっていて、多くの人が出しているんですけど、その意見がここには載せられていないんですね。私たちちに、市に出したものをコピーして持ってきてくださった方がかなりいるわけですけども、それらの方々の意見を見てもここに載っていないのが大変ある。ですから、皆さんの意見を把握して、図面についてどう問題をとらえるかということ、それから、個々の意見に審議会としてどう対応するか、要領との関係がどうなってくるか。最後に言った、4番目の、個々の意見に審議会としてどう対応し、要領をどういうふうにつくり、今までの要領と照らし合わせてどうなのかということが今後の進め方の中に、もしかしたら出てくるのかもしれないんですけども、その4点に関してきちっとやられていないのではないかと私は思うんです。

以上です。

**会長（新井明夫君）** 以上ですね。

**委員（神屋敷和子君）** それで、それに対してご返答いただきたいんですけど。

**会長（新井明夫君）** 副市長。

**副市長（森田義男君）** 先ほど来説明しておりますように、今、皆さんのお手元に配付しておりますものは、意見・要望を整理したものでございます。実際に、この中には施行者側で考えなければいけない部分、あるいは審議会にお諮りしなければいけない部分があります。先ほど会長からもお話がございましたように、この後この取り扱いを審議会としてどうなさるかというのは、この後審議会の中で決めていただくことだと考えております。

その中で、今、神屋敷委員からお尋ねのような部分を審議するのか、あるいは傾向として審議するのか。これは私では申し上げられませんけれども、そのようなことになるのかな・・と考えております。それで、その中で解決をしていくのかなと考えてございます。法的なものではございませんけれども、皆さんから寄せられた貴重な意見・要望でございますので、それらについては慎重に取り扱っていきたくと考えております。

以上です。

**会長（新井明夫君）** 先ほど来申しておりますように、今後の審議会の運営の中でどうやっていくかというのは、今、ご指摘の点は非常に大事な点だろうと思えますね。ですから、その他の議題の中で、ご質問を留保していただいて、(2)番の議題については整理の仕方とか内容がわからないといった質疑がなければ、関連する部分は「その他」の事項に継承しますが、以上とさせていただきます。よろしゅうございますか。2番の「その他」の今後の審議会運営等の中で、今のご発言をしていただくということで、それ以外のことでございましたら、発言を許可します。8番・神屋敷委員。

**委員（神屋敷和子君）** 今、会長さんのおっしゃったことによりまして、例えば、私はこの、市から送られてきた資料1、資料2を見まして、分類の仕方等に意見があるわけです。それから、一番最初の資料1に関してもわかりやすい書き方をさせていただきたいという意見があるわけなんです。そういうのがまた後で言えるということなのでしょうか。

**会長（新井明夫君）** ひとまず、いわゆる今後の審議をスムーズに進めていく上における8番委員のご意見であるということで、皆さんがそう思うかどうかは別として、それはそこで意見を出していただければよろしいと思えます。それでは、以上で、議題(2)番、「換地設計(案)に対する意見要望書等整理表について」の質疑を終了いたします。

**委員（島谷晴朗君）** ちょっと待ってください。2番の質問をしたいんです。

**会長（新井明夫君）** この中身ですか。

**委員（島谷晴朗君）** はい。中身について。わからないところ、字句について。

**会長（新井明夫君）** 失礼しました。ただいまの宣言を保留させていただきます。  
3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** この分類、総括表の一番上のページなしの中には道路幅が、例えば、6メートルを5メートルにするとかいう要望なども聞いておりますが、そういう道路幅の問題は出てこなかったんでしょうか。それをお伺いしたいです。

**会長（新井明夫君）** はい、参事。

**都市整備部参事（柴田満行君）** ただいまの3番委員さんのご質問でございますが、この4ページ目を、ページが一番下に振ってございますが、2の事業に対するものというご意見・ご要望が115件ございますが、この中の1-2を見ていただきますと、「事業計画に対する意見」ということで、「権利者の負担軽減を図るために都計道の幅員減少等も考慮すべきである」と、主な意見に書いてございますが、道路の幅員でございますと、このようなことでございます。  
以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** 1ページの、1-2「変更街区指定の要望」の下の段の「〇〇街区へ換地を要望」、それから、2-2「〇〇街区から現位置付近の〇〇街区へ換地を要望」これは同じような意味なんですか。「変更街区指定の要望」と「変更街区指定の要望」とは意味が違うんでしょうか。それで迷っちゃったんです。

**会長（新井明夫君）** 課長補佐。

**区画整理事業課長補佐（橋本昌君）** ただいまのご質問でございますが、まず、要望要旨の中の項目の違いでございますが、先ほどの「〇〇街区の換地を要望」につきましては、位置の変更の中での、街区の変更の中での換地の要望としてとらえております。また、〇〇街区から、つまり、従前地、現位置付近が〇〇街区であるとしたならば、現位置付近への換地の要望をするというものについては、要望要旨の中で2として、現位置付近の換地についてという中に区分をとらえております。

以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** はい、どうも。それから、1-5も同じようなことでして、「地番〇〇〇-〇〇に隣接換地してほしい」、それから、2-4「地番〇〇〇-〇〇と現位置付近に隣接換地を要望」これも同じように聞こえるんですが、いかがなんでしょうかね。

**会長（新井明夫君）** 橋本課長補佐。

**区画整理事業課長補佐（橋本昌君）** ただいまの地番の関係につきましても、要望の要旨に記載のとおり、1の位置変更と、2の現位置付近というとらえ方の差によって区分をしたものでございます。以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** 2ページ、3-9、隣地が敷地延長の宅地なので角地を要望する、これはどのような状況なんでしょうか。敷地延長ですから、これは宅地ですよ。そうすると、どうして角地を要望する、その意味がちょっとよくわかりません。お願いします。

**会長（新井明夫君）** 橋本課長補佐。

**区画整理事業課長補佐（橋本昌君）** これはこちらに記載をしてあるとおりでございますけれども、隣地が敷地延長の宅地でございます。敷地延長の中で現状をとらえると角地に近いものというふうには、ご意見をお寄せになった方は思っておられるんだろうというふうには、私どもとしてはとらえております。その中で、今が角地に近い形態なので角地を要望するという意味をとらえております。以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 4番・瀧島委員。

**委員（瀧島愛夫君）** 今、何件か個別で質問が出ていますけれども、意見要望書等の整理表についている説明は置いて、その個別の細かい内容については、これから皆さんが提出した意見書等で読み合わせていったりするところで今、質問があったような内容は解決ができると思うので、ここで、整理表についての説明のところでは必要がないというか、本格的に審査を進めていくところで、当然、理解しなければならない要点だと思うので、ここではそういう種の質問はお控えをいただいて、先に進めていただきたいと思います。

**会長（新井明夫君）** 島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** 瀧島委員の趣旨はよくわかりました。

それでは、ちょっと質問を変えます。2ページ、4-1ですね。墓地跡地と換地が重なっている。墓地跡地と重なっているため換地を認めないと権利者は言っているということは、墓地跡地と重なっているということであって、これは審議会でも墓地の跡地をちゃんと図面にして、皆さんにあれをしておきなさいということを要望しているにもかかわらず、こういうことが起こるというのは一体どういうことなんだろう。やはりこれは審議会ですらそういう話になっているのに、そういうことをしなかったことのあれではないですか。要領にもそのことはなっているはずですが。これと関連して同じようにありますけれども、まずそれについてどう思いますか。市側、市のほうとして考えを聞かせてください。

**会長（新井明夫君）** 4番・瀧島委員。

**委員（瀧島愛夫君）** 今の内容も本質的な審議に入って、本質的な審査に入った段階でやればいいので、ここは一応、施行者側で要望書、意見書を集めた、それをこういう内容でございますという整理をしたものについて報告を受けて、これをもとにこの問題についてどういう意見があるかという細部については、これから私たちが意見書、提出した原本を見させていただいて、どういうニュアンスなのか、そういうものも含めて、本質的な審査に入っていかなければならないので、この段階で細かいところにまで入り込んで審査、審議するということは、今のこの段階では馴染まないと思うので…。個別の問題について審査をする段階というのは、この後、間違いなく来るので、ここでは施行者側からの整理表についての説明を受けたということに留めて、先に進むべきだと思うんですが、皆さんのご意見はいかがでしょう。

**会長（新井明夫君）** 施行者のほうにお願いしておきますが、今、瀧島委員が予測したような審査方法になるのかなら

ないのか、会長としては全く見当が付きませんが、仮に今、委員がご発言の件について担保されないような審査方法になった場合には、それは例外としてやるということで、施行者としては記録に留めておいていただきたいなど。

これは井戸も同じですね。墓地のほかに井戸もございますから、井戸とか墓地は島谷委員さんはじめ、多くの委員さんをご心配なされたことでございますので、それはしかるべきところで明らかにしていただければと思います。

今、瀧島委員が指摘されましたように、今日は、これは総体的な資料ということで、ここに問題があるなどというのは、よく頭の中に、皆さん整理をしておいていただいて、今後の審査の中で対応していただければいいなど。

関連ですか。

**委員（神屋敷和子君）** はい。

**会長（新井明夫君）** 8番・神屋敷委員。

**委員（神屋敷和子君）** 今おっしゃったのは、この中の成案になる前のこの意見書に関して、いろいろなここに書かれていることについて、原本を持っていろいろお聞きすることができるということとらえてよろしいんでしょうか。そういうことですか。

**会長（新井明夫君）** 委員さんに質問するのはどうかと思う。会長に聞いてください。

よろしいですか、神屋敷委員。私は今の点については、だれも担保できる答弁ができないと思うんですよ。まだ、これからどういう形で審議をしていくのか、皆さんと協議をしながら、意見をじゃんじゃん出していただいて、それでできるだけ審議会の総意として方向付けをしていきたいと、会長としてはそう思っております。したがって、ここに書いてあるような個々のいろいろな事案がありますね。それが最後まで審査のテーブルに出てくるんだという保証はないんですけども、特にそういう点は審査の中でやっていただきたいということを、今後、これからの審議会の運営の中で発言をされたということを施行者のほうで理解していただきたいというふうに、私は申し上げたものです。これから決めていきますからね。

だから、2番を最後にして、最初に議題のその他を先にやればよかったのかもわからないんですが、先行きが霧で全く見えない中で、霧の中のことを1つずつ具体的に取り上げてどうこうという議論はちょっと馴染まないんじゃないかと。それで、先ほどからこれはこれにして、先に行きましょうということを提案しているんです。8番・神屋敷委員。

**委員（神屋敷和子君）** それでは、原本に関して、原本を持ってやるというのをやるかどうかとかいうのも含めて、今後の進め方の中でお話ができるということですね。

**会長（新井明夫君）** そうですね。

**委員（神屋敷和子君）** あと1つ、そうでありましたら、まとめ方に関してだれがどのと個々の意見ではなくて、こういうまとめ方をしたものを出してほしいという意見があるんですけども、それはここで言っているんですよ。

**会長（新井明夫君）** これはここで施行者がまとめたものです。ですから、別途ご意見があれば、それは審議会の中で諮っていただいて、もう少し議論をした上で結論付けるべきで、ほかの委員さんはもうこれで十分だというご意見が大方であれば、それ以上のことは必要ないと思うんですね。ですから、今、そこで神屋敷さんから新たな提案があるとすれば、会長としてはこれを委員の皆さんに諮らざるを得ない。ということで、ますますこれから先の議論の間口を狭めることになるんじゃないでしょうか。

**委員（神屋敷和子君）** 狭めるってどういうことですか。

**会長（新井明夫君）** だって、今、こうやってほしいという意見が皆さんの賛成を得られなければ、それはなくなっちゃいますからね。

**委員（神屋敷和子君）** なくなっちゃう……。

**会長（新井明夫君）** いや、この分類の仕方に何かご要望があるようですから。失礼しました。質疑応答に移りましょう。8番・神屋敷委員。

**委員（神屋敷和子君）** まず、資料1のほうなんですけれども、先ほど言いましたようにわかりやすい表にしていきたい。権利者数1,243人、その下に公共団体3人、取得予定対象者が意味不明なんですけれども、他地区に取得する可能性のある対象者ということだと思えますけれども、わかりやすく書いていただきたいと思います。括弧して墓地と書いてあるんですけども、それが23人。それから宛先不明者が今度は9名になったわけですね。こういうのは合計して

43名である。だから、郵送しなかったのが43名であるということを経済者数の下に入れて、内訳がこの3行なんだということで、ちょっと右にずらして書いていただきたい。

公共団体なんですけれども、内務省、東京都、羽村市。これに関しては、東京都の場合は水道道路であると先ほどご説明があったんですけれども、内務省のところは大体こういうものであるとかいうもの、それから、大体何平米あるのかとか、そういうことも書いていただけたらと思います。何しろ審議委員に審議していただいて、こういうことを決めましたというふうに、よく市議会でも言われるんですけれども、それなりのわかりやすい資料と、全体が見渡せるものがない限り、審議委員としてはそういうふうな言い方をされては困るような状況に置かれますので、ぜひそのことをやっていただきたいと思います。

それで、質問なんですけれども、今、宛先不明者が9名いるはずですね。今後とも調査していく、公衆用道路とか、マンションの一室を持っている者なのか、先ほどちょっとあったんですけれども、こういうことに関してというのは、面積がどのぐらいあって、今後、もしそのまま見つからなかったらどうするのかというようなことも、ちょっと括弧書きでその後ろに書いておいていただければ、これはとても難しい問題で、そう簡単な問題ではないと思うんですけれども、そう思います。

それから、個別説明会来所者なんですけれども、これは延べ人数なのか、それから地権者数なのか、そういうこともきちんと括弧で書くぐらいはやさしいことだと思うので、それでお願いしたいと思います。

あと、4月15日時点とか、6月20日現在とか、5月20日時点とばらばらになっているんですけれども、ある程度まとめられるところはあると思うんですね。資料到達者とか、意見書、要望の提出されたものの期間をもうちょっと後ろに下げることにはできると思うんです。

一番問題なのは、一番最後の意見要望書が出たものが580。620名の者が全く反応がないということになりますよね。例えば説明を受けたけれども、この中で反応はないというのが339名。そういう者に関して、市としての見解ですよ。考察というんですか、わかりやすい資料と考察、それをある程度載せていただきたい。ただただ数字だけ載せるのではなくて、それに対して審議委員として意見を言わせていただけたら、それでほんとうの資料になるのではないかなと思うんです。

なぜこれだけ620人ものが何も言えなかったか。怒って帰ってきたという人もいた。それから資料がわからないという人もいた。生活が忙しくて、肉体的、精神的にもぎりぎりです。これどころじゃないという人もいた。いろいろな人がいたと思うんですけれども、市の職員として、また審議委員として一番大事なのは、ここの、もしかして620人に対する対応なのではないかと私は思うので、この辺の分析も十分していただきたいと思います。これは要望です。

それから、資料2番。ここのところなんですけれども、意見書、要望書というのには皆さんご承知と思いますが、1番が換地の位置と形状、2番目が換地の面積、3番目がその他という項目に分かれていました。意見書を書く場合に、人によってはこれは換地の意見しか書けないのねと言いながら書いた人がいます。ところが、市の中ではその3つのことを聞いておきながら、換地設計(案)に対するものを位置、間口形状、日照、面積、宅地の接道、減歩率、清算金の7つに分けた。これを7つにどうして分類したのかというのが私にはわかりませんし、あと、検討会の中で多く意見が出たのは、この街区の切り方に問題があるのではないかと権利者がたくさんいた。そのために、家の向きに関して問題があるのではないかとすることが多くの方から言われていたんですけれども、それが既にこの中で分散して出ていってしまっているんです。位置のところ、日照のところ、いろいろなところ分散しているので、日照とか、方位というか向きの問題がこれだけあるよというところができない。そういうことがあったんですね。ですから、分け方にも非常に問題があるのではないかと思います。

あと、先ほども出たんですけれども、道路とか評価についての意見が抜けているんですね。後ろのほうのその他のところに評価についてちょっとあるんですけれども、私たちのところに寄せられたところによりますと、評価について数々ありまして、評価が換地の両輪であると。評価基準と換地設計基準の2つが換地の両輪であるということは、一番最初に教えていただいたことなんですけれども、そうであれば、皆さんから意見が出れば、再度評価委員さんにお見せして、こんな意見が出ましたよということを出すべきだと私は思います。

あともう一つ、借家人の方からも連絡が来て、換地設計(案)が配付されないと。この段階で必要なのではないかとのご意見がありました。そういう意見もやはり意見書にはないけれども、ここのところで土地持ちの方とその方で話し合いができる状態をつくれることにもなりますので、それを遮る権利は審議委員のほうにはないと思います。「まちなみ」ではこういうのが配られますよと、各家に配られておりながら、借家の方には入らなかったということで、ご意見をいただきました。

例えば1ページのところの下から4行目、3-4、南西の角地を要望とかと書いてあるんですけれども、その意見と、上から3番目の現在西向きですが南向きにしてほしいという、この意見の集計の仕方に大きな違いがあるんですね。むしろ、上から3行目のような書き方をすべきだというふうに思うんです。今、何々だけれども、何々方面の向きにしてほしいのが何名。集計の主な意見の右側のところに各意見の集計を書いていただきたいと思います。件数が例えば一番上は32なんですけれども、全く異質のものが混在して32になっているということなので、そういうわかりやすいものにしていただきたいと思うんですけれども、そうでなければ分析もできないし、皆さんの意見をくむ、そして、それにどこに問題があり、図面に対して、どういう問題がありということがわからないと思います。抜けている意見がたくさんありました。先に言っておきますが、公園に隣接することは容認できないともありましたが、公園から離れてしまうということで困っているという意見もありました。それから、まだまだたくさんあるんですけれども、あとは精神的苦痛ですね。非常に人

権じゅうりんであるとか、精神的苦痛で夜も眠れないとか、そういうようなこともありました。生活苦、精神的に苦痛である。それもこの区画整理事業には大きく関係してくることだと思うので、このように反対意見とか、その中の内容も細かく書いておく必要があると思います。

事業の反対というのが69と、4ページにも、最初のほうにも書いてあるんですけども、その次の5ページの4の1-1、住環境への意見で、現在の環境に満足、現在のまま住み続けたいというのは、これは反対意見と一緒にいいと思います。どこの項に入っているかということよりも、地権者の方でちょっとわからなくて、どこに書けばいいのというのがわからないで、面積なのに位置に書いてしまったりということもあると思うので、もうちょっとわかりやすいまとめ方というのが大事ではないかと思うんですけども。

以上です。

**会長（新井明夫君）** ただいま、取りまとめの仕方についてご要望がありましたので、施行者としては受けとめて、対応できるところは対応していただければよろしいかなと思います。

**委員（島谷晴朗君）** 3番・島谷、お願いします。

**会長（新井明夫君）** 今の件ですか。

**委員（島谷晴朗君）** いえ、違います。

**会長（新井明夫君）** 3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** 先ほどの瀧島委員のご意見には、私も賛成。実は、今日いただいた資料3の意見要望に対する今後の進め方を見まして、今日は上から、青色のところは現在だ。その次の矢印は換地設計（案）作成作業、その次は黄色で区画整理審議会（諮問）、先ほど瀧島委員の発言の内容になるような、審議会として話し合い場所はなかった。そのことについて、会長から先ほどたびたびどういうふうにこれをやりましょうかというご意見であろうと思います。ですから、私もこれを見て、そういう場がなくなってしまうのではないかということには非常に心配でした。したがって、この青とその下の換地設計（案）作成作業の間に、これからの、先ほど瀧島委員のいわゆる原本を見ながら、これの一つ一つにいわゆる検討を加えるような作業を審議会とする場所を是非つくっていただきたいと思います。そういうことです。

**会長（新井明夫君）** そういうことも含めて、ひっくるめて、まず施行者側の考えも聞かなくちゃいかんだろうと思うんですね。そういうことから、ただいま議題になっております1の(1)、(2)につきましても議題につきましても、ここで終了させていただきまして、次に2番のその他、(1)今後の審議会運営等についてを議題といたします。よろしゅうございますね。

**委員（島谷晴朗君）** その前に……。

**会長（新井明夫君）** それは今……。

**委員（島谷晴朗君）** そうですか。

**会長（新井明夫君）** それで、先ほど冒頭発言を許可しております島谷委員の発言でございますが、今までの議論の中で重複するようなご意見であれば、まず施行者のお話を伺った上で、その中で必要とあらば見解を述べていただくということに多少方向を変えてよろしゅうございますか。冒頭ご意見を許可したわけでございますけれども、ちょっと状況が見えにくい部分もあるし、そのほうがよろしいかなと思いますので、そうさせていただきたいと、皆さんご了承願います。

それでは、ただいま宣言しましたように、今後の審議会運営等に入るわけでございますが、今回の実施いたしました換地設計（案）の個別説明につきましては、冒頭市長のごあいさつにもありました、また担当部長の説明にもありましたように、羽村市としてはあくまでも任意で実施をしたとのことでございます。そこで、施行者は今後どのような方向で施行者としての意見要望を取りまとめ、それから、審議会に諮っていくか、その辺のお考えをここでつまびらかにして、その上で当審議会としていかに対応すべきか、これは本番と言っちゃ失礼なんですけど、法に基づく行政処分があって、それに対して正式な審議会としての意見を施行者に申し述べなければいけないわけでございますが、その前の段階でございますので、この扱いについては、まだ施行者としての腹が決まっている段階ではないということで、その辺も念頭に置いて、これからの施行者の考え方を篤と聞いていただきたいと、このようにお願いを申し上げます。

それでは、説明を求めます。柴田参事。

**都市整備部参事（柴田満行君）** では、2のその他の今後の審議会運営等についてでございますが、お配りしてございます資料3によりまして、意見要望に対する今後の進め方、これはまさしく審議会の今後の運営等の関係でございます。

で、資料3によりまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。ただいま資料1と資料2ということで、ご報告をさせていただいたわけですが、これが先ほど来ご説明した2月15日から3月15日、一番上でございます。こちらに書いてありますように施行者が権利者のご意見、ご要望、意向を確認するために、このような形で換地設計（案）の発表を行ったというようなことでございます。

そして、意見要望書の受付、その後、4月16日から4月30日、意向確認調査ということで、資料1で先ほどご説明したような数字が出ています。そして、詳細については資料2でお話をしたということでございますが、その関係について本日の区画整理審議会で、先ほど来、資料1、資料2をご説明させていただいたとおりでございます。

これからでございますが、換地設計（案）作成作業ということで、お手元の今日の報告、水色の下でございますが、ここに記載しているとおり、以下の事務がこれから審議会の進め方に大きく、どういうふうに進めていくかということでございますが、当初の換地設計（案）に対する意見要望等を踏まえ、成案としていくための再調整をしていくということでございます。

ここに黄色のマーカーで色を塗ってございますが、区画整理審議会に諮問というふうに書いてございますが、再調整後の全権利者の発表案について個々の画地ごとに説明し、発表することについての意見を伺う。成案としたものについて、それぞれ任意で施行者としてご意見、ご要望、全体の権利者の意向を確認させていただいたものを作成作業の再調整。そして、これを成案とすべき内容ということで、審議会のほうに諮問をさせていただくということでございますが、これについてご意見を伺うというふうなことでございます。

換地設計（案）の発表、意見書の受付。これはこれ以降につきましては、区画整理審議会に全権利者の発表案について個々の画地ごとに説明して、発表することについて意見を伺って、成案となったものについて、それ以降は区画整理法に基づいて、それぞれ法にのっとり事務を進めていくということでございますが、換地設計（案）の発表、そして、意見書の受付。意見書の受付の中には、区画整理法の88条の中に施行者として意見書の不採択のもの、そして、意見書を採択するもの、これらについては、それぞれ権利者への不採用通知、また、採択のものについては修正案を作成し、関係する権利者に再発表というようなことを、法にのっとり、区画整理法の第88条に基づきまして、それぞれ事務を行っていくというようなことでございます。

そして、その後、区画整理審議会というふうに書いてございます。ここでございますが、換地設計決定後に移転・工事の施工順序に従い、審議会に仮換地指定についての諮問をさせていただいて、換地設計の決定というような形になるわけでございます。一連の流れについては、フローチャートの中でこのような形で、審議会に審議する事項、同意を必要とする事項、意見を必要とする事項ということで、法律にそれぞれの項目が決まっておりますので、土地区画整理法に基づいて、これからは再調整後のものにつきまして、所定の法にのっとり手続をしていくということでございます。

以上、今後の進め方の概要についての説明とさせていただきます。以上でございます。

**会長（新井明夫君）** 資料3に基づく説明が終わったわけですが、いずれにいたしましても、一方では法的な見解も当審議会としてきちっと頭の中へ整理しておく必要があるかというふうにご検討しております。

失礼しました。今、マイクが入っておりませんでしたので、もう一度繰り返しますが、ただいま、この資料3に基づいて柴田参事のほうから説明があったわけですが、この審議会委員、改めて法的な見解も頭の中に整理をして、今後の取り扱いに対して慎重な進め方を決めていかなければいかんだろうというふうにご検討しております。ですから、皆さんから忌憚のないご意見を伺う前に、組織の改正のところでご紹介がありました池田専門委員に、補足的に予後的な展開も含めてご意見をここで伺っておきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**会長（新井明夫君）** では、そのようにさせていただきます。

池田専門委員。

**専門委員（池田悠一君）** 専門委員の池田でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、柴田参事が資料3に基づいて説明した各フローについて、補足的に私の経験を踏まえた中でお話ししていきたいと思っております。

まず、初めに、羽村駅西口地区で実施された個別説明会。こういうのは他に照らしてあるのかなという話が先ほど来幾つか出ておりますので、その点について、私の経験の中では、事例としては換地設計案という形を前提に意見、要望を聴く機会。これを、本番の換地設計の発表とか、あるいは縦覧とよく申しておる地区があるんですが、それより前に実施している地区というのは、私は施行者の立場ということで37年間ずっとやってきたんですが、関西も含めて阪神淡路とか、そういうところの復興支援も行っていました。そういう中でもございませぬ。

ただ、権利者の意見、意向を聴くというのは、最近では申出換地方式とか、そういう方式をとっている地区が多々ございます。そういう中において、意向を聴かないで申出換地なんてできませんし、最近の傾向としては権利者の意向を聴いていきたいと思います、そういう地区は増加傾向にございます。ただし、先に申しましたように、具体的換地の絵もなしに意見を聴くのかよというようなご意見も結構ございまして、なかなかそれを見せてやるというのは、施行者にとってかなり負担のようございまして、やった例は少ない。

それで、あえて申すならば、この羽村方式というのは、換地設計案をベースに権利者の本音を引き出すといえますかね、よりきめ細かく権利者の意向を把握するにはすぐれた方法だと私自身は考えます。ただ、この意見、要望をどのように

換地設計案に反映させていくんだというのは、次の課題になってくるかと思うんです。

それで、柴田参事の資料3の説明で換地設計案の作成作業と区画整理審議会諮問、ここら辺の説明にありましたが、意見、要望が実現可能であるか。これは、比較案をさらにつくっていったって可能かどうか、それで検討する必要があるかと思っております。それで、意見、要望が出された方の要望に添う、希望に添うような案をつくるということは、1つの街区の中に換地がつくられているんですから、ほかの方にも影響が及ぶんですね。だからそのときに、その影響が大き過ぎれば、意見、要望をすべてとる、採択できるとは限らないですと。それは申し上げておきます。

別の言い方をしますと、意見、要望の提出した方の意見のみを優遇することじゃないんだよと。それで、施行者の立場ということで言うならば、公平かつ公正な換地を目指さないといけないんだよということによく言っておるんです。

それから、そういう関係で意見、要望の提出されていない方は、全然動かないと思わないでいただきたい。その街区あるいは隣接する街区と調整することによって、よりよい換地の再調整が図れるならば、それはあり得るんだろう。

それで、この検討の過程の中で先ほど来の各委員さんからご意見をいただいている換地設計案の発表に先立ってこうこう、こういう検討をして、こういうふうなのが前の原案よりはよりよいのではないかと、そういう中でこれは採用、あるいはこれはちょっと無理かなというご議論がなされていけばいいのかなと思っております。

それから、資料2の集計のところページのないところですか。意見、要望書等の整理表というのがございましたね、11項目かに分けてある。それで、各項目についての考え方なんですが、換地設計案に対するもの以外の4項目。これは、基本的には換地設計にかかわらないものについては、換地設計上は当然として考慮できないということになりますね。移転補償のどうのこうのとか、それは換地設計上、もしかかわらないのであればそれは考慮できない。具体的に言うとそのような話でございます。

それで、換地設計を検討していく上、これで最も大事なものというのは、法律の中で申しますと土地区画整理法では89条に、通常法の中には書いていないんですが、照応原則という言葉を通称よく用いるんですが、これは法の89条。換地を定める場合には換地および従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなさい、というふうな規定がございます。

それで、個々の分類の中に、個々のまとめ方がございましたけれども、そこら辺の最高裁判所の判例などもございまして、かなり幾つも判例があるんですが、その中で今言われているのは個別の項目ごとではなく、全体的に総合的に照応するケースも地区全域の換地が公平に定められているときは許容されるという判例も出てございます。そこら辺を踏まえた上で、施行者は作業の根幹という形にしていく必要があると、そう思っております。

それから、最後に意見、要望を見させていただいた中にある事業計画の変更、これに、関連について換地設計と事業計画の変更について若干触れておきたいと思うんです。既に実施された個別説明会では、部分的に事業計画変更を前提とはしているけれども、変更手続が行われていない箇所がございます。それで、この変更手続というのは、法律的に申しますと、これを実施せずに次の移転あるいは工事のために仮換地指定するということは認められません。無効になってしまいます。ですから、この換地設計の再調整を発表に先立つ作業と並行して、例えば先ほどございました、道路の幅員を6メートルを5メートルにとり、そういう形でうまくおさまるのであればあわせて検討していくという形が望ましいのかなと。ですから、審議会の委員さんたちの場にもかけながら、1つ1つ成案に向けてまとめていけばよろしいのではないかと。

以上、私からは資料3を中心に補足的に説明させていただきました。ありがとうございました。

**会長（新井明夫君）** 只今、柴田参事と池田専門委員から説明があったわけですが、これからこの審議をどういうふうにしていくか、その辺、これは各委員さんのそれぞれ描いている舞台がですね、過去の例でいけば、今説明のフローの中の下から3番目ですか、意見書の受付から意見書に対して審議会で議論していくということで、下から4番以降が今までの事例であったわけですが、今回その上でございますので、施行者が寄せられた意見に対してどのように対応していくのか、その辺を明らかにしてもらわない限り、審議会として、果たして、その本来、法律は施行者から意見を求められるという立場で、受け身ですので、こちらから積極的にこういう意見が出てきたからこうやれということは、馴染まないだろうというふうに思うんですね。したがって、それぞれ委員さんのご意見を今日は、十分聞いていただいて、どういう対応がいいのか、で、常々思っておりますのは、前も申しましたが、いわゆる施行者権限に属する部分、ご不満が非常に多い部分がありますけれども、特に事業計画上の問題とか、事業を止めてしまえというご意見であるとか、そういったものは審議会には馴染みにくいもので、これは施行者の権能において権利者と議会等の場を通じて十分議論をしていただいて、方向性を定めていくべき内容であろうというふうに思います。

審議会は、もう皆さん、十分ご承知のように、これはどうしたらいいんだという具体的な提案をいただいて、その提案に対して意見をしていくというのが諮問機関の役割であろうと思うんですが、いずれにしても今後の審議会をどう運営していったらいいか、これは、皆さんのご意見を十分整理して決めていかなければならないというふうに思うんです。

私ここで、皆さんお一人お一人から、進め方に対するご意見を伺いたいと思いますけれども、その辺について、今、池田専門委員のお話も踏まえながら、1番委員さんから見解をですね、今後の進め方についてご意見を伺いたいと思います。

島谷さんは、先ほどの発言はこれからご意見を伺いますから、その中で発言していただければありがたいと思います。

1番・黒木委員、よろしいですか。

**委員（黒木中君）** 1番・黒木です。

**会長（新井明夫君）** ちょっとお待ちください。すみません。大事な点でございますが、施行者をお願いしたいと思いますが、これからの舵取り、施行者の考えに対して一定の結論を出す機会がやがては来るんだろうと思うんですね。そういう場合に、これから決める内容は非常に大事な点でございますので、今日は各委員から十分発言をしていただきます。それをひとつ十分意を用いて整理していただいて、整理結果をもう一度審議会を開いていただいて、そこへ提案してもらったらどうかと思います。

これは、こちらに区画整理の事務担当課長がおられますから、そこが最終的にはまとめるんだろうと思いますが、施行者も中に入っていただいて、審議会の最も妥当な法律にたがわない、それから、いろいろな、ご苦勞の多い権利者のご意見をどうしたら十分に反映できるのか、そういったことも踏まえて、これから各委員が発言なさる内容をお聞き取りいただいて、まとめていただいて、しかるべき時期に審議会をもう一度、開いていただくことを、私の方から特に市長さんをお願いをしておきます。

それでは、黒木委員。

**委員（黒木中君）** この間の換地設計案の権利者への提示と、それに対する意見の聴取というのは、前段階であったというふうな理解を今日、新たに持ったんですけれども、先ほど会長の話の中にもありましたし、それから池田専門委員さんのお話の中にもありましたけれども、ここでたくさん寄せられた意見だとか、要望だとか、各権利者の意向をどういうふうに処理していくのかということをやはりやっていらっしゃるんだと思うんですけれども、再検討していらっしゃるんだと思うんですね。

大きい話になれば、事業計画のある程度の大きな見直しも含めてどういうふうにしていききたいのかということをお示しいただいて、我々は受け身の立場ですので、こうしたほうがいいんじゃないでしょうか、ああしたほうがいいんじゃないでしょうかというのは、今はあんまりここで申し上げるべきことではないと思うものですから、どちらにしても他に例がないような権利者の意向のくみ上げ、これは今までの経緯からいってもなるほどと、うなずけるようなやり方であったのではないかなと思うので、意見は聴いたけれども、聴いただけだったねというようなことにならないように、きちんとした対応をしていただければというふうに思います。

以上です。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

2番・吉永委員。

**委員（吉永功君）** この前の仮換地の発表につきまして、以前から発表されておりましたこういった立派な資料がございました。こちらの計画から、変更部分が大変多かったわけですね。非常に変更が多くて、例えば、道路の位置が少し寄った、そういうような変更もあれば、全くあった道路がなくなって閉鎖されてしまったというようなもの、それから、公園が大きく移動してしまったもの。予定の公園、皆さんはここに公園はここに来るんだということをずっと頭に描いていたものが、計画変更でなくなって、あるいは移動してしまっているという、その変更は非常に大きかったわけですね。そういうことから、今回の意見書の中には重要なポイントがたくさんあると思いますので、具体的な資料をもとにぜひ十分な検討をさせていただきたいと思いますので、特にそういった点につきましてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** ちょっと申しわけございません。ちょっと頭の中の整理を今やっている最中で、ちょっと飛ばしていただいて、後でさせていただきます。

今の池田さんの考え方も聞きましたので、それについての私の考えもありますので、それを後でちょっと整理させて述べさせていただきますと思います。すみません。

**会長（新井明夫君）** 了解しました。

4番・瀧島委員。

**委員（瀧島愛夫君）** ここで各権利者から意見、要望を施行者として聴取をした。その結果、換地設計案を作成していく。その段階で、やはり各権利者から意見書をとった以上は、施行者としてその換地設計案をつくるに当たっての基本的な方向性を開陳していただいた上で設計案の作成に移るべきだと思います。

また、この進め方、資料3にありますけれども、区画整理審議会に設計案を作成した段階で諮問する。後先にはなるのかもしれないですが、やはり各権利者に対しての意見聴取をしたその責任の重大性を深く認識していただいて、換地設計作成については方向性をはっきり表明していただいて作成に入っていいただければと、そのように思います。

以上です。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

5番・中根委員。

**委員（中根総合建築事務所）** ここにいる委員さんは、当然この流れについては理解ができるというふうに思いますけれども、意見をお出しになった大変大勢の方たちは、非常に施行者側もはっきり言って説明不足ということで回答がいただけるものと思っているわけです。また、説明等の中で回答するような発言もされているようでございますので、これに対して回答があるというふうに皆さん理解していますので、改めて成案になったときに、意見書が受け付けられるんだということを、その旨、やはり権利者にあるいは意見書を提出した方にそれぞれ流れを報告すべきではないかというふうに思います。

やはり回答としても、あなたはこういうことを言うておられますけれども、こうしてあげますとか、ああしてあげますという個別のことではなくて、こういうときにこういう時点のときで改めてこういう意見を出すことができますとか、その流れをはっきりとしないと非常に誤解しますので、これは正しく説明をしていただきたい。特に、これは財産や権利、大きく言えば生命にも関することですから、お出しになった方たちというのは、非常に切実な思いでの意見をお書きになっていると思います。書き方自体がなれている方、あるいはなれていない方もいらっしゃる。その辺のところはよくお汲み取りいただいて、土地なりお金なり出さなきゃいけない人の気持ちというものをよく汲んで、ほんとうに立派なものをつくる。後で、やはりこんなものだったらやらなくてよかったなと言われるんじゃないかと、後日、やはりやってよかったなと言えるものにしないとイケないと。ですから、法律がどうだ、何がどうだという前に、もっと私は人間であれというふうに言いたいと思います。

それともう一つ。先ほど公正、公平というような発言がございました。これは当然のことでございますので、これは非常に大事です。特別な扱いというようなことは問題かと思っておりますけれども、あくまでも公平、公正の立場で計画をしていただきたい。それから、全体の照応という言葉がございましたので、全体の照応という言葉だけではなくて、それであれば、必ずどこがどう照応しているのか、やはりある時期では証明する必要があるかと思っておりますので、そのあたりもよくご検討いただきたい。そのように思います。

以上です。

**会長（新井明夫君）** 6番・中野委員。

**委員（中野恒雄君）** 近年、非常に権利意識が強くなったとつとに言われているわけですがけれども、今回、この分類を見ますと、よくできているのではないかと思います。先ほど来、原本との照合とかいろいろなお話も出ているようですが、この中では黒を白と言ったりすることはないかと思いますし、そういう中で今後成案に対しての対処の仕方、また自分たちの審議会の使命というのは、ここにフローチャートをつくっていただいたように、区画整理法、また審議会の使命というものを遂行しながら淡々と進めていきたいと思うんですけれども、私はそういうふうに思っています。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

7番・小宮委員。

**委員（小宮國暉君）** まず、3点ほどお話しさせていただきますが、最初は先ほど池田専門委員の方がご経験に基づき、またいろいろな角度からお話しいただきました。大変その中身がこれから、やはり審議委員として、また審議会のあり方として大変貴重なものだと私は思っております、異論はありますけれども。それゆえに、一応概要をひとつ文書でご提示願えれば、各地権者の方にもご説明が可能じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ文書でご説明になった概要をいただければというふうに思います。

それから、第2点目でございますが、先ほど来の各委員さんのことをいろいろ自分の中でまとめてみますと、今後の進め方というところにある意味では帰着するかなということに思います。今後の進め方で、この表の中の水色で塗ってある部分が本日であるということと、次に、すぐ矢印が換地設計案の作成作業と。これがどのくらいの期間をもってお考えになっているかはこれから次第だと思いますが、この間に当然ながら先ほど各地権者の方が意見を出され、その意見の内容についてこの審議会に施行者の判断でもってここに示されるということでもあります。

この施行者の判断という中に、審議会にかけようじゃないか、これは審議会にかけないというイニシアティブが今施行者側にあるというふうなご理解と、そうじゃないんだと、審議会というものは、市長の諮問機関であることは間違いない。しかし、市長はこういう審議会を設けて市民の方々の意見を集約した形で行政に生かそうと。その中に審議会というものはあるのであって、要は施行者が考えた、もちろんそれは進める、推進する上で重要な1つの物差しになるんじゃないかと思っておりますので、できるだけ前から発言しているんですけれども、審議会に係る諮問事項の範囲を360度増やしてくれと、これはいいだろう、これはあれだろうということではないんじゃないかというふうに私は思っております。

これは考え方ですので、非常に施行者側にとりましてはこれを審議会にかけると、これは審議会にかけないという選択はですね、大変あれだと思いますけれども、この審議会そのものが、いわゆる行政と議会ということであれば、議会の1つの大きな役割を占めているというふうに私は認識しております。

先ほど、個々の意見もこれは少数だからといって切り捨てるわけにはいかない。なぜかという、この、今の計画どおりに進めるにあたってはですね、まことにいろいろな形で大幅の見直しも必要でしょう。なぜか。人が動かなければ、家

が動かなければこの事業は一步も進まない。今までの区画整理でこのような事例はなかなかなかったと、あまり少なかったというふうに池田専門委員はおっしゃってくれました。しかしながら、今現在このような形をとっているのは、やはり並木市長のたいに意見を聴こうじゃないかという姿勢のあらわれではないかと。そのために、これが当然のことだったと、今までが間違っていたんだという認識を私は持っています。

地権者そのものは会社で言えば株主でございます。株主なんですね。株主の言うことを聴かない執行役員は首になります。そういう意味で、主人公を地権者または税金を出す市民ですね。そういうふうな観点でもってこれを進められれば円滑な推進が図れるものと、こういうふうに思っております。

以上です。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

8番・神屋敷委員。

**委員（神屋敷和子君）** まず、先に言っておきたいのが、何しろこの事業は反対が多いということです。苦しんでいる住民が多いということです。それで、反対意見は扱えないみたいなことをおっしゃいましたけれども、やはり審議委員として、市の施行者として、分析していく上には何が障害になっているかというのは検討すべきだと私は思います。

それで、先ほど池田専門委員さんがおっしゃっていたんですけど、法的なことをおっしゃっていましたが、この間、私が事例で説明したと思いますが、都市計画段階でも換地やいろんなものを1回出して意見を聴いているところだってあるんです。

それから、視察に行った六町でさえ、仮清算はしなくても、1円刻みのものを出したりとか、法には載っていないことをやっている。地図の上に名前も載せたりしているところもある。でも、それは違法として罰せられているわけじゃないんです。で、住民がいかに不安にならないように、合意が得られるようにということが、施行者がいろいろ工夫してやっていることなので、法は最低限のものを決めているので、何しろ法に、法にということにすり寄っていくというのは私はおかしいと思います。

それで、私はこれからのこの進め方なんですけれども、水色の部分に書いてある区画整理審議会の報告、今日ですよ。それから、次の成案をつくるまでのこの間のところを具体的に書いていただきたいんです。先ほど池田専門委員さんのほうから何かご説明があったかもしれないんですけども、片や事業計画の変更をしなければいけないけれども、並行して6メートルを5メートルにしたりっていう、あわせて検討していくとかおっしゃっていたんですけども、その辺のことを、ここをものすごく拡大して、どういうふうなことをまず市が考えているかというのを書いていただかないと、何もこの辺のこの意見はちょっと言えないです。私は資料としていつも物足りないというか、非常に不親切でわかりにくいんですね。わかるようにしていただきたいです。

で、私が言いたいのは、あれだけ住民が切なる思いを書いた意見書をやっただけだということじゃなくて、やはりきちんと先ほど言ったように、図面やいろんなものに関して、それから障害となっているものは何なのかを分析して回答すべきだと思います。

その回答の仕方は、こういう意見が出たと、これからどういう方向になっていくんだとか、状況としてこういう状況はこうなのだというような、回答の仕方というのは、これからまた審議会で話し合っていく内容だとは思いますが、まずやっただけということはやめていただきたい。で、ちゃんと示してほしい、ということが大事だと思います。で、あとは、水色と成案までのところをきちんと、我々、それから地権者のほうに伝えるということが大事だと思います。

以上です。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

9番・島田委員。

**委員（島田清四郎君）** その他の方で、今後の審議会運営ということで発言せよということでございますが、今日のこの換地設計案の集計と言いましょか、整理の仕方というのは、わりと私たちが見てもよくわかるものだというふうに思っています。

それで、これから本案をつくるためにいろいろと審議をしていくわけですが、一応、夏休みですから8月はやめて、9月に集中的にこの問題について、やったらいかかなというふうに思っておりますが、ひとつよろしく願っていたいと思います。

以上です。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

今、各委員さんのご意見を……。

（「島谷委員だろう」との発言あり）

**会長（新井明夫君）** 失礼しました。大変失礼しました。

3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** どうもありがとうございます。

十分まとまったとは思っておりませんが、具体的にちょっと最初にお願いしたいことを言います。この意見書に対して、個別にやはり回答を出していただきたい。書いた人たちはどういうふうを考えているか、市のほうは考えてくれるんだろうかということ非常に期待しております。その期待をやはり裏切らないように対応してほしい。

で、その次は、やはり先ほども出しましたが、今日出されましたこの集計をもとに、これをもう少し原本を見て確認したいという気持ちがございます。だから、これは当然に審議委員としてもこれは詳しく確認をし、そういうようなことをやる審議会をこの水色とその次の換地設計作成作業、その間に数回必要ではなからうかと思えます。

それから、具体的なことでもう一つは、やはり私たちがいわゆる意見書を書いた権利者たちが、その自分の、権利者に対して回答するときですね、自分に対してこれが公正なのかそうでないのかというような判断というのは、必ず付きまとうものですね。そのことに対して、やはり私たちがこの今までにもたびたび要望しておりますが、実施要領ですね、実施要領はまだまだ十分ではありません。1つの例で言えば、駅前の1棟の換地を先に決めてしまうと、か、そういうことを暫定的にやっていたら、みんな暫定でできてしまうんじゃないかという不安を持つ人なんかおりますから、やはりこの要領と言うんですかね、基準ですね、これをはっきり先ずつくと、回答の説明ができないんじゃないかという心配がありますから、その基準をやはりつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと思えます。

その次、4点目ですが、これは先ほど池田専門委員のお話を伺ってですね、あーなるほど、池田さんはもう三十何年間専門的にそういうことを実施してこられたんだと、そのご苦労はよくわかります。そして、それによって喜ばれたところもありましょうが、そのおかげで住民がどんなに苦しんだかという側面もあるわけですね。ですから、法によってどんどんどんどん進めていくということが、いかに住民を苦しめるか。いわゆる区画整理に対して住民はほとんど知識がないんです。私もこんなところへ出ておりますが、私自身そういう区画整理法のこんな法を見ても具体的な経験がないとなかなか理解ができなくて、そういうことがあって、やはり私もその渦中にありましてね、苦しみの、そういう人間の側面をやはり知った上で、そういうところのやはり話も必要ではなからうかと私は思いました。

したがって、今、各地でこの区画整理に対して多くの裁判が起こされております。一部その裁判のことをお話しいましたけれども、やはりそれは十分に住民をよく理解させ、住民がわかって、住民の主体性においてやるような方向に持っていけないと、なかなかこれは難しい。いつも泣かされる人間が出てくると。いわゆる公共の名における住民いじめということにならないように、やはり我々はこの羽村市の独特のやり方については、今まで、このようなやり方は各地にないと、おっしゃいましたけれども、実はあるんですね。細かいところではやっております。だから、そういうことを池田さんのお考えの中から私は感想を持ちました。で、羽村市もできるだけ住民の意思を尊重してそういうことでやっていただければ非常に素晴らしいなと思っております。

まともませんが、以上です。

**会長（新井明夫君）** ありがとうございます。

各委員から真摯なご意見の発表をしていただきました。すべてではないと思えますけれども、いわゆる審議委員さんの立場というのは、これからますます非常に難しい選択を迫られる職であろうというふうに思えます。そういったことから、自分の考えが通らないもの、通るもの、いろいろあろうかと思えますが、できるだけ議論の場を多くして、それでできない場合でも納得できるだけの議論を行うということが大切であろうというふうに思えます。

いずれにしても、専門委員がおっしゃったようにですね、すべて丸く収める、これは、区画整理をもとに戻すこと以外にないんだろうと思うんですが、そこは正に市長さんの政策でございまして、この審議会が預る部分ではございません。そのことだけははっきりして、今後の審議会の運営に入っていきたい。

したがって、ただいまお伺いしたご意見、その他、感ずる諸点がございましたら、そういったものをできるだけ早くまとめていただいて、次の審議会の前に各審議委員さんに案たるもの、あくまでもこれは、試みの案で結構でございますから、今後の審議会はこういうふうに進めていきたい。審議会の立場になって書いていただいて、審議会ともちろん権利者を代表する審議会の立場で書いていただいてですね、どこまで砕けた内容で皆さんにご理解をいただけるか、そういう作業を是非していただきたいということをお願いしておきます。

本日は、12時を過ぎましたが……。

（島谷委員より発言の申し出あり）

**会長（新井明夫君）** 何かございますか。

3番・島谷委員。

**委員（島谷晴朗君）** 5分でも結構ですから。

**会長（新井明夫君）** できるだけ端的に。

**委員（島谷晴朗君）** はい。一番最初にお許しを得て申し述べようと思っておりました。きょうは市長もご出席ですので、是非聞いていただけるとありがたいと思っております。

いわゆる供覧の方法については、審議会で諮ってから資料を配布して皆さんから換地設計案の個別説明を聴くと、そう

いう順序になっていたのに、審議会に諮らないで、そして3月の末のおそらくいろんな市にも事情があったんでしょ、予算獲得があるし、そういうようなことで、1棟だけ仮換地の指定をしてまでやったんですね。これは部長が発言されたように、審議会ですらどういうふうに供覧をやるかということを経るといような話があって、それをこちらとして期待していたところが覆されちゃったと。確かにこれは審議会で皆さんの意見がそういうふうに進んだのでそれに従ったわけです。

そうしますと、3月の市議会で供覧方法は審議会に諮る約束だったが、なされていないというある市議会議員の質問に対して、市長は審議会の要望により勉強会を開催して、その流れを皆さんに理解してもらったと。そこで私は傍聴しておかしな話になっているなど。勉強会と審議会と一緒にしているものだろうか、そういうような不安というよりもそのときの市のご都合主義でみんなそういうふうにさせられてしまうんだなという、そういう不安を持ちましたね。こういうようなことはいけませんよ。審議会は審議会です。ここに集まって皆さんがこの場で話をする。それによって決まったことはやりますが、しかし勉強会は出席しない人だっているだろうし、そこでやったことが審議会同様に、審議会同様とは市長は回答していませんけれども、その流れができたというように勝手に理解で発言されるということは、非常にこれはよくない。これは、改めていただきたい。そういうようなことを、これからしちやだめですよ。僕は、これは非常に気になりましたね。3月議会の市長の発言の中で、だから、審議会を何か馬鹿にされたような、けげにされたような気持ちになりましたね。こういうやり方はこれからやめていただきたいということです。

以上です。

**会長（新井明夫君）** 委員の発言は以上で終わりいたします。

当初からですね、只今、島谷さんからご発言があったからということではなくて、それとは関係なく、羽村が全国に先駆けて全権利者から意見を述べられる機会を設けて、できるだけ意見を大事にしようという姿勢のあらわれであったというふうに思っております。そういうことも踏まえて、その意見を整理した第1回の審議会ということにちなんで、冒頭にもございましたけれども、改めてここで施行者たる並木市長さんから今後の考え方に対して今までの審議委員さんの意見も頭に入れながら、お考えを、方針を聞かせていただければ審議会として大変ありがたいと、このように思っております。

並木市長。

**市長（並木心君）** 具体的な意見要望に関する趣旨ということの本旨につきまして、あらためてご説明をさせていただきます。その集計を出させていただいたところでございます。また、それぞれ審議委員の皆さん方から今後の進め方につきまして、貴重なご意見を賜りました。私自身も中根委員もおっしゃっていましたが、人が住んでいるところの区画整理事業、もとより15年も20年も前から始めたところで、このエリアも含めまして、住民の皆さん方にとってよかったな一という区画整理事業を目指すという本旨はもとより変わっておりません。

その一環といたしまして、住んでいる皆さん方が今どういうふうと考えて、この区画整理事業について具体的なものをお持ちかという、事前にお話と、ざっくばらんなところをお聞かせいただきたいというのが今回の作業でございます。

今後、これを十分、意見を聞きっぱなしとか、あるいはそういうものではないということももとより承知しております。生かせるところは生かし、それを見直しできるところは見直しをしていくような形で具体的な作業に入っていきたいというふうに思っておりますし、その中で審議委員の皆さん方には必要なものについては是非とも、先ほど小宮委員のほうからも門戸を広げた形で審議会というふうなお話もございましたけれども、必要なものにつきましては、できるだけ審議会にお諮りして、皆さん方のご意見をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

私自身がこれを前市長から継いで、あるいは全ての面でやりながら、今この事業を完成に向けて努力しなければ、いずれ後悔をしてしまうであろうという大局的な公人としての命としてこの事業に取り組んでおります。また、最重点事項としてこれからも位置づけてですね、皆さんのご意見を反映しながら事業を粛々と進めていきたいというのが私の現在の意向でございます。

審議会の皆さん方の熱心なご討議、今日の審議につきまして十分肝に銘じて進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**会長（新井明夫君）** どうもありがとうございました。

何分、いろいろ困難な事業でございますが、よろしくお願ひいたします。

以上で閉会となるわけでございますが、いち早く羽村事業課長さんの後任人事についてご配慮いただき、審議会の運営に支障のなきようご配慮いただきました点につきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、以上をもちまして第30回西口土地区画審議会を閉会といたします。委員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

なお、羽村課長さんの葬儀の日取り等について、区画整理管理課長のほうからご報告申し上げます。

**区画整理管理課長（阿部敏彦君）** 冒頭、私ども、事業課長が逝去されたということでご報告させていただきました。お通夜につきましては、本日午後7時から、告別式につきましては、明日2時から、青梅市末広にございますそうしんホール1階で執り行われますので、ぜひご臨席いただければと。なお、評価員の方々についてもこの旨についてはお伝えをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**会長（新井明夫君）** どうもありがとうございました。  
どうもご苦労さまでございました。